



SYNCLAYER
MAKING POTENTIAL A REALITY



株主様の安全確保及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から座席の間隔を広く取るため、ご用意できる座席数に限りがございます。ご来場については慎重にご判断いただき、書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使をご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日までの感染拡大状況や政府等の発表により、本総会の運営を変更する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.synclayer.co.jp/>)にてお知らせいたします。ご理解ご協力のほど、よろしく願いいたします。

また、本総会では懇親会の開催、お土産の配布はございません。

第61期 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2023年3月30日（木曜日）
午前10時

開催
場所

名古屋市中区千代田二丁目21番18号
シンクレイヤ株式会社
3階会議室

（末尾の定時株主総会会場ご案内図を参照ください）

決議
事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

シンクレイヤ株式会社

証券コード：1724

株主の皆様へ



経営理念

社是

- 「愛 仕事に愛情と誇りを持つ」
- 「知 常に研鑽し知識を広げよう」
- 「和 互いの人格を尊重し融和を図ろう」

経営理念

「わたしたちは、情報通信分野において常に最先端技術に挑戦し、高度な機器の提供とネットワークシステムの構築を通じて社会に貢献すると共に、会社の発展と社員の幸せをはかる」

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第61期定期株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、放送・通信に携わる事業者様のソリューションプロバイダとして、ご要望に応じた最適なネットワークシステムの提案と構築をとおして、お客様の課題解決を第一に心がけております。

新型コロナウイルス感染症拡大に端を発するニューノーマル時代の到来は、世界的なサステナビリティへの意識の高まりとも相俟って、社会活動全体においてデジタルトランスフォーメーションを加速させています。

当社グループは、更なるネットワーク設備の高度化／高速化需要に応えるため、技術開発力の強化や生産設備の増強、デジタル投資を進め、収益拡大を目指します。

現在取り組んでおります「SDGs」についても、具体的な方針や指標を決定し、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを中心に、情報通信分野を通じて、人びとの生活を豊かに、そして安心・安全に住み続けられるまちづくりに貢献してまいります。

IR活動につきましても、投資家の皆様により分かりやすいご説明を心がけてまいります。

今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2023年3月

代表取締役社長

山口正裕

株 主 各 位

証券コード 1724
 2023年3月9日
 (電子提供措置の開始日 2023年3月8日)
 名古屋市中区千代田二丁目21番18号
シンクレイヤ株式会社
 代表取締役社長 **山口 正裕**

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下当社ウェブサイトにて「第61期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

■当社ウェブサイト <https://www.synclayer.co.jp/ir/shareholder/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「シンクレイヤ」又は証券「コード」に「1724」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

■東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等の電磁的な方法又は書面の郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2023年3月29日(水曜日)午後5時30分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

敬 具

1 日 時	2023年3月30日(木曜日) 午前10時
2 場 所	名古屋市中区千代田二丁目21番18号 シンクレイヤ株式会社 3階会議室 (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第61期(2022年1月1日から2022年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第61期(2022年1月1日から2022年12月31日まで) 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主様を含む、株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」を記載しておりませんので、添付書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン、パソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによって実施可能です。議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。(毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2023年3月29日(水曜日)
午後5時30分まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票(右側)

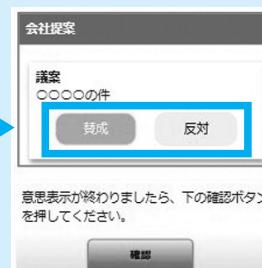
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

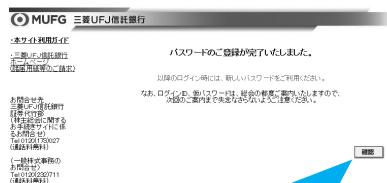
画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
次ページに記載のご案内に従ってログインしてください。



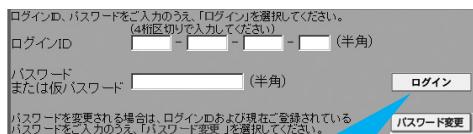
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙副票
(右側)に記載された「ログインID」
および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と
「新しいパスワード(確認用)」
の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- スマートフォン、パソコン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等の費用は株主様のご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する利益配分を最も重要な経営課題のひとつと考え、安定的に利益の還元を行うことを基本方針としております。

その方針に基づき、第61期の期末配当は、当社普通株式1株につき11円としたいと存じます。これにより、中間配当金6円を含めました当期の1株当たり年間配当金は17円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株当たり 11円 配当総額 50,997,364円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年3月31日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について監査等委員会からは、特に指摘すべき事項はありません、との意見をいただいております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	山口 正裕 <small>やまぐち まさひろ</small>	代表取締役社長	再任
2	山口 嘉孝 <small>やまぐち よしたか</small>	常務取締役	再任
3	福永 直也 <small>ふくなが なおや</small>	取締役	再任
4	藤原 伸昭 <small>ふじわら のぶあき</small>	取締役	再任
5	井戸 清 <small>いど きよし</small>	取締役	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

やま ぐち ま さ ひろ
山 口 正 裕

再任

生年月日

1954年8月20日生

所有する当社の株式数

18,600株

在任年数

34年10ヶ月

取締役会出席状況

20/20回

略歴、当社における地位及び担当

1982年6月 当社入社
 1988年5月 当社取締役海外事業部長
 1989年5月 当社常務取締役
 1990年2月 (株)愛起(現 ケーブルシステム建設(株)) 取締役
 1991年6月 当社専務取締役
 1994年5月 当社代表取締役社長(現任)
 1994年9月 愛知電子(中山)有限公司董事長(現任)
 2011年6月 ケーブルシステム建設(株)代表取締役社長
 2014年10月 奥田電気工業(株)代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

愛知電子(中山)有限公司董事長
 奥田電気工業(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

代表取締役社長として、経営判断、経営執行、経営監督において十分な役割を果たしており、当社の企業価値・株主価値向上の実現及び当社の持続的な成長のため、引き続き取締役の任にあたるのが最適であると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

2

やま ぐち
山 口よし たか
嘉 孝

再任

生年月日

1961年3月3日生

所有する当社の株式数

122,600株

在任年数

9年9ヶ月

取締役会出席状況

20/20回

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月 当社入社
 2009年4月 当社製造部長
 2013年4月 当社可児工場長兼製造部長
 2013年6月 当社取締役可児工場長兼製造部長
 2018年4月 当社取締役可児工場長
 2018年11月 当社取締役可児工場長兼品質保証部長
 2021年3月 当社常務取締役可児工場長兼品質保証部長
 2021年9月 愛知電子（中山）有限公司董事（現任）
 2022年1月 当社常務取締役可児工場長（現任）

重要な兼職の状況

愛知電子（中山）有限公司董事

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社製造部門に携わり、開発・生産拠点の基盤づくりに貢献してまいりました。製造に関する広い見識と経営に関する豊富な業務経験を有していることから、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

3

ふく なが
福永
なお や
直也

再任

生年月日

1961年11月17日生

所有する当社の株式数

11,000株

在任年数

4年9ヶ月

取締役会出席状況

20/20回

略歴、当社における地位及び担当

1990年2月 当社入社
 2010年4月 当社東京支社長
 2016年4月 当社中部支店長
 2016年10月 当社執行役員中部支店長
 2018年4月 当社執行役員営業本部長兼中部支店長
 2018年6月 当社取締役営業本部長兼中部支店長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

長年にわたり営業部門に携わり、時代とともに変化する顧客のニーズを的確に捉え、当社事業の成長に貢献してまいりました。豊富な経験・実績と事業領域全般に係る幅広い知見を活かし、営業部門の統括責任者として適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ふじ わら
藤原
のぶ あき
伸昭

再任

生年月日

1965年1月21日生

所有する当社の株式数

3,360株

在任年数

2年

取締役会出席状況

20/20回

略歴、当社における地位及び担当

2018年10月 (株)三菱UFJ銀行より当社出向
 2019年10月 当社経理部長（出向解除）
 2020年4月 当社執行役員経理部長
 2021年3月 当社取締役経理部長（現任）
 2021年3月 奥田電気工業(株)常務取締役（現任）
 2021年9月 愛知電子（中山）有限公司監事（現任）

重要な兼職の状況

奥田電気工業(株)常務取締役
 愛知電子（中山）有限公司監事

取締役候補者とした理由

経理・財務をはじめ経営管理全般における多角的な見地により、業務推進と当社財務状況の改善に貢献してまいりました。今後も豊富な経験と高い見識を活かし、当社の持続的な成長と企業価値の向上を推進する管理部門の責任者として適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

い ど
井戸きよし
清

再任

生年月日

1968年7月20日生

所有する当社の株式数

4,260株

在任年数

2年

取締役会出席状況

20/20回

略歴、当社における地位及び担当

1987年4月 当社入社
 2018年4月 当社技術部長
 2020年1月 当社技術部長兼営業企画部専任部長
 2020年4月 当社執行役員技術部長兼営業企画部専任部長
 2021年3月 当社取締役技術部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

長年にわたり技術開発部門に携わり、情報通信分野の絶えず変化するニーズを的確に捉え、競争力のある製品・サービスの開発に貢献してまいりました。豊富な経験・実績と事業領域全般に係る幅広い知見を活かし、技術部門の責任者として適切な人材と判断し、取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約に係る保険料は、全額会社負担としております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は任期途中で更新される予定であり、次回更新時も同内容での更新を予定しております。
3. 所有する当社の株式数は、2022年12月31日現在の株式数を記載しております。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

くに え
國 江さとし
敏

再任

生年月日

1954年1月15日生

所有する当社の株式数

18,900株

在任年数

2年

取締役会出席状況

20/20回

監査等委員会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当

2004年4月 株UFJ銀行（現 株三菱UFJ銀行）より当社出向
 2004年6月 当社監査役
 2005年6月 当社取締役経理部長
 2007年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長（出向解除）
 2009年4月 当社取締役管理本部長兼管理部長
 2009年4月 愛知電子（中山）有限公司董事
 2013年4月 当社取締役管理本部長
 2014年10月 奥田電気工業(株)監査役（現任）
 2017年4月 ケーブルシステム建設(株)総務担当取締役
 2017年7月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長
 2018年4月 当社常務取締役
 2020年6月 ケーブルシステム建設(株)取締役
 2021年3月 当社取締役監査等委員（現任）
 2021年3月 ケーブルシステム建設(株)監査役（現任）

重要な兼職の状況

ケーブルシステム建設(株)監査役
 奥田電気工業(株)監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社監査役を経て長年にわたり当社管理部門の取締役を経験しており、会社経営に関する豊富な経験と知識により監査等委員の職務を適切に遂行いただいております。これらの経験と実績をもとに、引き続き監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

くず や まさ ひろ
葛谷 昌浩

再任

生年月日

1962年11月13日生

所有する当社の株式数

6,700株

在任年数

2年

取締役会出席状況

18/20回

監査等委員会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当

1991年 1月 青山監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）入社
 1995年12月 同社退職
 1996年 3月 公認会計士葛谷昌浩事務所開設 同事務所所長（現任）
 2002年 6月 当社社外監査役
 2011年 6月 東洋電機(株)社外監査役
 2015年 6月 東洋電機(株)社外取締役監査等委員（現任）
 2021年 3月 当社社外取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士葛谷昌浩事務所 所長
 東洋電機(株)社外取締役監査等委員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士としての専門的見地から財務及び企業会計に精通し、企業経営に関する十分な見識を有していることから、こうした知見を当社の監査・監督に活かし、監査等委員の職務を適切に遂行いただいております。これらの経験と実績をもとに、引き続き監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。また同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

3

しみず あやこ
清水 綾子

戸籍上の氏名：

わたなべ あやこ
渡邊 綾子

再任

生年月日

1972年6月6日生

所有する当社の株式数

0株

在任年数

2年

取締役会出席状況

16/20回

監査等委員会出席状況

11/12回

略歴、当社における地位及び担当

- 1999年4月 弁護士登録
石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所（現任）
- 2014年6月 当社社外監査役
- 2015年4月 愛知県弁護士会副会長
中部弁護士会連合会理事
- 2016年4月 愛知紛争調整委員会委員
名古屋市放課後事業及び生涯学習開放運営主体候補者選定に係る評価委員
- 2017年4月 名古屋市情報公開審査会委員（現任）
- 2017年7月 愛知県建設工事紛争審査会委員
- 2017年11月 愛知県衛生対策審議会委員
- 2017年12月 名古屋地方裁判所委員会委員
- 2018年1月 司法委員（現任）
- 2018年4月 (株)CBCテレビ番組審議会委員
- 2019年4月 愛知県弁護士会紛争解決センターあっせん・仲裁人（現任）
- 2019年12月 (株)MTG社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2020年4月 名古屋テレビ放送(株)オンブズ6委員（現任）
- 2020年6月 アイカ工業(株)社外取締役（現任）
- 2021年3月 当社社外取締役監査等委員（現任）
- 2021年8月 愛知県建設工事紛争審査会会長（現任）
- 2021年9月 法制審議会 民事訴訟法（IT化関係）部会委員
- 2022年4月 地区会館指定管理者公募にかかる選定委員（現任）

重要な兼職の状況

石原総合法律事務所 所属弁護士
(株)MTG社外取締役（監査等委員）
アイカ工業(株)社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な知識と経験を有し、企業法務に長年にわたり携わっていることから、独立した立場からの当社経営の妥当性を確保するための役割を果たし、監査等委員の職務を適切に遂行いただいております。これらの経験と実績をもとに、引き続き監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。また同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 葛谷昌浩、清水綾子の両氏は監査等委員である社外取締役の候補者であります。
2. 葛谷昌浩、清水綾子の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として指定し、その旨を同取引所へ届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は清水綾子氏が所属している石原総合法律事務所との間に法律顧問契約を締結しておりますが、主要な取引先ではなく、取引金額も極めて僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
4. 上記3. を除き、各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、國江敏、葛谷昌浩、清水綾子の各氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、また、当社は任期途中に当該保険契約を同じ内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約に係る保険料は、全額会社負担としております。
7. 所有する当社の株式数は、2022年12月31日現在の株式数を記載しております。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

なか の よし ひさ
中野 義久

生年月日

1956年5月12日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当

1985年3月 (株)ヤマナカ入社
1990年6月 (株)ヤマナカ取締役
1992年6月 (株)ヤマナカ常務取締役
1994年6月 (株)ヤマナカ専務取締役
1996年2月 (株)ヤマナカ代表取締役副社長
1997年5月 (株)ヤマナカ代表取締役社長
2018年6月 (株)ヤマナカ代表取締役社長 社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

(株)ヤマナカ代表取締役社長 社長執行役員

補欠の監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割

事業会社における長年にわたる経営者としての見識、豊富な経験と実績等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。以上の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中野義久氏は補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、中野義久氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、中野義久氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社定款に基づき、同氏との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。中野義久氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となり、また、当社は任期途中に当該保険契約を同じ内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約に係る保険料は、全額会社負担としております。

以上

事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限緩和が継続し回復の兆しが見られたものの、長期化している世界的な半導体等の部品不足、ウクライナ情勢、また円安の影響によるエネルギーや原材料価格の高騰等もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

放送・通信業界におきましては「2030ケーブルビジョン」(日本ケーブルテレビ連盟策定)のもと、業界内外のパートナーシップによる連携サービスの実現を目指す取り組みとして、学習・教養コンテンツや双方向ライブ講座を配信できる「テレビでまなびイベント」の提供がKDDI株式会社とケーブルテレビ各社の連携により開始されました。当社におきましても、株式会社ZTVを中心とした13の団体・事業者からなるコンソーシアムにて実施される「ローカル5Gを活用したAI画像認識によるブリ養殖の効率化に向けた実証実験」へ参画しております。

また、各都道府県のケーブルテレビ事業者が加盟する協議会は、NHK各放送局と災害発生時に多くの人の命や暮らしを守るため、協力して情報を伝えるための協定を順次結んでおり、放送と通信両方のサービスを提供する社会基盤として、一人ひとりの安心安全な生活に貢献する重要な役割を担っております。

株式会社MM総研がまとめた「ブロードバンド回線事業者の加入件数調査」においては、2022年9月末時点のF T T H(光回線サービス)契約数は約3,733万件(半年で約67万件の増加)となりました。半年で100万件以上の増加となった前年度上期に比べると、コロナ禍の行動制限も緩和されてきていることもあり成長率は減少しておりますが、継続して成長しております。

当社は、これらを背景としたネットワークの高速化・安定化に対する継続したニーズに対応すべく受注活動を展開してまいりました。2023年12月期着工の大型工事案件を受注したものの、当連結会計年度着工の大型工事案件受注に至らなかったことや、一部機器の長納期化に伴う工事の遅れ、また一部顧客の機器購買計画変更の影響などにより、前期比減収となりました。また、利益面では減収に加え、円安の進行と部品供給不足の影響による売上原価上昇が響き、減益となりました。

以上により、連結売上高は9,965百万円(前期比23.7%減)、営業利益は414百万円(同65.7%減)、経常利益は438百万円(同66.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は294百万円(同66.2%減)となりました。

売上高

9,965 百万円

経常利益

438 百万円

営業利益

414 百万円

親会社株主に帰属する
当期純利益

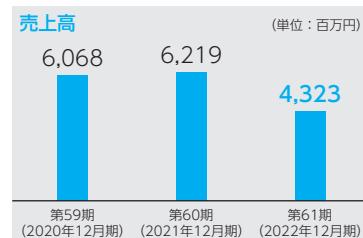
294 百万円

各部門の業績は、次のとおりであります。

トータル・インテグ
レーション部門^{※1}

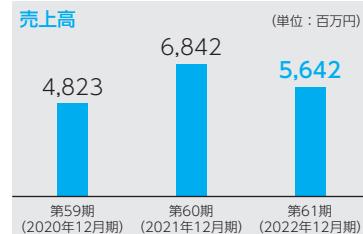
売上高
4,323 百万円

大型工事案件をコロナ禍によるリスク管理のため前期に前倒しで進捗したことから、当連結会計年度は中規模工事案件（高速大容量化に伴うインターネット接続サービス用センター設備強化等）の受注拡大を狙いましたが、一部機器の長納期化に伴う遅れもあり、当部門の連結売上高は4,323百万円（前期比30.5%減）となりました。

機器インテグレーション部門^{※2}

売上高
5,642 百万円

新規顧客案件受注も含め、通信系機器全般の受注及び販売は想定どおりの動きを見せましたが、一部顧客の機器購買計画変更の影響などにより、当部門の連結売上高は5,642百万円（同17.5%減）となりました。



- ※1 トータル・インテグレーション部門・・・施設の構築に関し、システム全般を効率的にまとめ上げ、システムの設計、機器の選定、施工、保守管理等を行う
- ※2 機器インテグレーション部門・・・システムに最適な機器の選定、販売を行う

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は238百万円となり、その主たるものは金型、測定器等の生産及び研究開発用の設備に対する投資によるものです。これらの所要資金は、自己資金によっております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「つなぐネットワーク、つくるミライ」というパーパスに基づき、情報ネットワークを通して人々の暮らしと地球環境がシンクロナイズし、笑顔あふれる未来づくりに向けた企業活動を行います。

スマートフォン等個人端末の普及に加え、SNSやサブスクリプション型動画配信サービス利用者の増加、eスポーツやメタバース等デジタルコンテンツの発展により、インターネットトラフィックは急速に増加しております。また、毎年のように発生する自然災害を踏まえた防災の取り組みとして、地域情報や緊急速報のタイムリーな連絡や、そのための伝送路の冗長化（多ルート化）など、ケーブルテレビ事業者を含めた通信事業者は、持続可能な地域社会づくりを支える企業として重要な役割を担っております。

そのような状況に対応するため次世代の通信インフラ普及が進められており、通信事業者におけるネットワークの高機能化・高速化・高い安定性確保のための設備投資需要は今後も続いていくものと思われま

す。一方で、長期化している世界的な半導体等の部品不足、ウクライナ情勢、また円安の影響によるエネルギーや原材料価格の高騰等によるコスト増加等の懸念がある中でもユーザーの低コスト化ニーズは強く、事業を取り巻く環境はより厳しくなるものと想定されるため、以下の取り組みを行ってまいります。

技術開発関連では、今後以下アイテムの新規リリース（既存製品の機能強化含む）を予定しております。

- ・10ギガ光インターネットに対応した高密度・高収容な新型センター装置
- ・コンパクトで設置場所を選ばないブリッジタイプの新型10ギガ光端末
- ・無線LANと電話機能を搭載した10ギガ光ホームゲートウェイ（既存製品の機能強化）
- ・機器・端末・加入者情報を一元的に管理することができ、多くのお客様に活用いただいている統合管理システム（自社パッケージソフトウェア）（既存製品の機能強化）
- ・データセンター間を接続するバックボーン回線として、テラビット級の伝送装置の提供
- ・SNSと連携し、人々のつながりと安心安全をお届けする防災告知放送システム 等

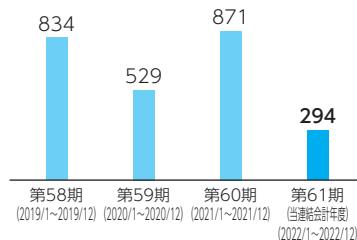
引き続き、低消費電力で再利用可能な材料を使用した環境にやさしい通信ネットワーク機器開発を推進します。

営業関連では、情報通信関連企業への営業強化、保守サービスの充実を図るとともに、戦略的なパートナーシップ提携などによる新市場の開拓や新規取引先からの受注獲得にも積極的に挑戦してまいります。また、ケーブルテレビ業界との強い関係性を活かしたコンサルティングなど、地域・顧客に合わせた設備投資の提案により、新たな需要を創出してまいります。

また、顧客の低コスト化ニーズに対応するため、引き続き部品購買方法の見直しによるコスト削減や在庫の低減、工事原価の一元管理等、経費削減に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

売上高
(単位：百万円)経常利益
(単位：百万円)親会社株主に帰属する当期純利益
(単位：百万円)1株当たり当期純利益
(単位：円)総資産/純資産
(単位：百万円)

区分		第58期 (2019/1~ 2019/12)	第59期 (2020/1~ 2020/12)	第60期 (2021/1~ 2021/12)	第61期 (当連結会計年度) (2022/1~2022/12)
売上高	(百万円)	10,294	10,892	13,061	9,965
経常利益	(百万円)	810	703	1,319	438
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	834	529	871	294
1株当たり当期純利益	(円)	228.84	144.37	225.03	63.67
総資産	(百万円)	8,624	9,385	10,335	11,333
純資産	(百万円)	2,724	3,311	5,040	5,332

- (注) 1. 第58期においては、新4K8K衛星放送開始に伴うインフラ整備やローカル5Gの認定申請、地域情報や緊急情報の告知放送への取り組みなど、官民一体となった技術革新が期待されており、これらを背景とした、FTTHへの移行やより帯域を拡大化した伝送路システムへの更新などの受注が堅調に増加したことから、連結売上高は10,294百万円、営業利益は760百万円、経常利益は810百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は834百万円となりました。なお、第57期は、決算期変更により2018年4月1日から2018年12月31日までの9ヶ月間となっております。このため、対前年増減率を記載しておりません。
2. 第59期においては、政府による電気通信政策を活用した、ケーブルテレビ事業者による地域におけるデジタルトランスフォーメーションの担い手としてのインフラ整備が進み、これらを背景としたFTTH化工事及び機器販売の受注に注力した結果、連結売上高は10,892百万円（前期比5.8%増）となりました。利益面では、営業利益は765百万円（同0.7%増）となりましたが、為替予約による期末時の想定以上の円高の影響もあり、経常利益は703百万円（同13.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は529百万円（同36.5%減）となりました。
3. 第60期においては、高速大容量化並びに高い安定性確保のためのインターネット接続サービス用センター設備強化を含むFTTH化工事の受注拡大や、宅内に設置する通信系機器全般の受注及び販売拡大に注力いたしました。また、世界的な半導体不足による生産への懸念がありましたが、サプライチェーンを駆使した部材調達等による生産・物流体制維持に努めた結果、連結売上高は13,061百万円（前期比19.9%増）となりました。利益面では、売上の増加に加え、業務効率の向上による原価低減や販売管理費の抑制及び為替差益計上により、営業利益は1,208百万円（同58.0%増）、経常利益は1,319百万円（同87.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は871百万円（同64.5%増）となり、いずれも上場来最高益を更新いたしました。
4. 第61期（当連結会計年度）の状況につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及びその成果」をご参照ください。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分		第58期 (2019/1～ 2019/12)	第59期 (2020/1～ 2020/12)	第60期 (2021/1～ 2021/12)	第61期 (当事業年度) (2022/1～2022/12)
売上高	(百万円)	9,674	10,333	12,556	9,479
経常利益	(百万円)	693	671	1,315	497
当期純利益	(百万円)	745	511	882	346
1株当たり当期純利益	(円)	204.50	139.41	227.86	74.78
総資産	(百万円)	8,012	8,814	9,717	10,769
純資産	(百万円)	2,501	2,998	4,701	4,988

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
ケーブルシステム建設株式会社	20	100.00	ケーブルテレビシステムの設計、施工、メンテナンス
愛知電子（中山）有限公司	17,826千人民元	100.00	ケーブルテレビ機器及び関連機器の製造、販売
奥田電気工業株式会社	20	100.00	業務用無線機の販売、施工、保守、免許申請代行

(7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、ケーブルテレビをはじめとする放送・通信事業者のソリューションプロバイダとして、各事業者の要望に応じた最適なシステムの提案と構築を目的としたシステムインテグレーション事業を主な事業としております。

事業の内容としましては、放送・通信事業者に対して、施設の構築に関し、システム全般を効率的にまとめ上げ、システムの設計、機器の選定、施工、保守管理等を行う「トータル・インテグレーション部門」と、システムに最適な機器の選定、販売を行う「機器インテグレーション部門」があります。

事業の主要な販売先は、全国のケーブルテレビ事業者や通信キャリア、ISPとなりますが、各事業者の持つ課題、要望を解決するため、「事業計画分析・支援」、「ネットワーク設計」、「ネットワーク構築」、「システム運用支援、保守」等の包括的なきめの細かいサービスの提供を行っております。このほかにビルや集合住宅のテレビ共聴システムの設計・施工、電波障害対策施設の構築やケーブルを利用した一定エリア内でのネットワーク構築も行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	名古屋市中区	西日本支店 大阪営業部	大阪市東淀川区
東京支社 東京営業部	東京都墨田区	山陰営業所	鳥取県米子市
東北営業所	仙台市太白区	広島営業所	広島市西区
中部支店 名古屋営業部	名古屋市中区	九州支店 福岡営業部	福岡市博多区
中部北陸営業所	岐阜県可児市	可児工場	岐阜県可児市
三重営業所	三重県津市		

② 子会社

名称	所在地
ケーブルシステム建設株式会社	名古屋市中区
愛知電子(中山)有限公司	中華人民共和国 広東省 中山市
奥田電気工業株式会社	名古屋市中区

(9) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
326名	37名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、臨時使用人（年間平均人員26名）は含んでおりません。
2. 当社グループはシステムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
170名	5名増	43.7歳	19.0年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時使用人（年間平均人員19名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	768
株式会社十六銀行	594
株式会社大垣共立銀行	400

2 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

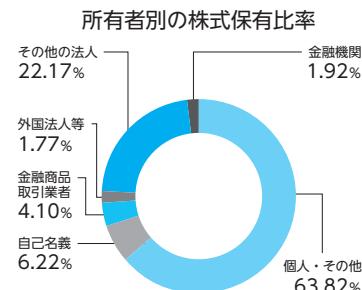
(1) 発行可能株式総数 11,735,120株

(2) 発行済株式の総数 4,943,780株

(注) 上記には、自己株式307,656株を含みます。

(3) 株主数 2,639名

(4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社MAS Buddy	873,530	18.84
山口嘉孝	122,600	2.64
シンクレイヤ社員持株会	110,510	2.38
佐久間憲文	89,200	1.92
明石依子	84,900	1.83
田中幸夫	81,300	1.75
株式会社SBI証券	81,149	1.75
山口愛子	80,880	1.74
川本志保子	73,700	1.58
株式会社三菱UFJ銀行	72,000	1.55

(注) 1. 当社は、自己株式を307,656株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	22,100	6
取締役 (監査等委員)	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等」に記載しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社の従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 正 裕	愛知電子（中山）有限公司 董事長 奥田電気工業株式会社 代表取締役社長
常務取締役	山 口 嘉 孝	可児工場長 愛知電子（中山）有限公司 董事
取締役	村 山 猛	管理本部長 ケーブルシステム建設株式会社 取締役 愛知電子（中山）有限公司 董事 奥田電気工業株式会社 取締役
取締役	福 永 直 也	営業本部長
取締役	藤 原 伸 昭	経理部長 愛知電子（中山）有限公司 監事 奥田電気工業株式会社 常務取締役
取締役	井 戸 清	技術部長
取締役（常勤監査等委員）	國 江 敏	ケーブルシステム建設株式会社 監査役 奥田電気工業株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	葛 谷 昌 浩	公認会計士葛谷昌浩事務所所長 東洋電機株式会社社外取締役監査等委員
取締役（監査等委員）	清 水 綾 子	石原総合法律事務所弁護士 株式会社MTG社外取締役（監査等委員） アイカ工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 葛谷昌浩、清水綾子の両氏は、社外取締役であります。
2. 社外取締役（監査等委員）葛谷昌浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外取締役（監査等委員）清水綾子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、葛谷昌浩、清水綾子の両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会の活動の実効性の確保と情報収集力の強化を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金及び訴訟費用等の損害（ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為や犯罪行為に起因する場合等、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に関しては、各職責と業績等に対する貢献度に基づき、同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬（株式報酬）により構成し、支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会の決議により決定するものとする。

- 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結業績の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として事業年度終了後3ヶ月以内に決定し、年1回支給する。目標となる業績と目標値は、経営計画と整合するよう設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、譲渡制限付株式（取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式割当契約の締結により割当を受けた日から5年間までの間で取締役会が予め定める期間とし、譲渡制限期間中、継続して取締役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。）とし、その付与数は役位に応じて決定するものとする。

- 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準より、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役会（および5. の委任をうけた代表取締役社長）は、目標値と外部環境を考慮した上で、事業年度ごとの業績向上と中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上のバランスを踏まえ、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬が適切な比率となるよう決定することとする。

- 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。なお、非金銭報酬は取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	106 (―)	81 (―)	10 (―)	14 (―)	6 (―)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	12 (4)	12 (4)	― (―)	― (―)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	119 (4)	94 (4)	10 (―)	14 (―)	9 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標には連結経常利益を採用しており、当連結会計年度の実績は438百万円であります。その採用理由は、当該指標が単年度の会社の収益力を示しており、取締役の報酬算定の基礎としてふさわしいものと判断したためであります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の金銭報酬の額は、2022年3月30日開催の第60期定時株主総会において年額1億8,000万円以内と決議しております (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は6名であります。また、金銭報酬とは別枠で、2021年3月30日開催の第59期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として、年額3,000万円以内、株式数の上限を年60,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は6名であります。
5. 取締役 (監査等委員) の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第59期定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長山口正裕に対し、各取締役の基本報酬の額及び監査等委員である取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(ご参考) 監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬について、報酬体系の考え方、報酬額算定方法等を確認し、妥当であると判断します。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- イ. 社外取締役（監査等委員）葛谷昌浩氏は、公認会計士葛谷昌浩事務所の所長であり、また東洋電機株式会社の社外取締役監査等委員であります。なお、当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ロ. 社外取締役（監査等委員）清水綾子氏の所属している石原総合法律事務所との間に顧問契約を締結しておりますが、主要な取引先ではなく、取引金額も極めて僅少であります。また、同氏はその他の兼職として、株式会社MTGの社外取締役（監査等委員）、アイカ工業株式会社の社外取締役であります。当社とその他の兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員）	葛谷昌浩	当事業年度に開催された取締役会20回のうち、18回出席しました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜必要な発言を行っております。また、監査等委員会12回中12回出席しました。監査等委員会においては、当社の財務、会計並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員）	清水綾子	当事業年度に開催された取締役会20回のうち、16回出席しました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜必要な発言を行っております。また、監査等委員会12回中11回出席しました。監査等委員会においては、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

栄監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法律や社会的な倫理、規範を守って行動する法令遵守（以下「コンプライアンス」）体制に係る規程を整備し、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、内部統制の構築及び維持・向上を推進する。

監査法務部は、当社及び子会社各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、代表取締役社長にその結果報告を行う。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等についての社内報告体制として内部通報制度を構築し運用する。

（運用状況の概要）

取締役会は、社内規程に基づき上程された各議案についての審議、職務執行の状況の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされ決議されました。

また、監査法務部は、当社社内基準に基づいて本年監査すべき当社及び子会社に対しての内部監査を実施し、代表取締役社長にその結果報告を行いました。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、それらの情報を閲覧できるものとする。

（運用状況の概要）

取締役会議事及び関係書類等、取締役の職務執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に記録及び保存しています。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程及び体制

当社及び子会社はリスク管理に係る規程を整備し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応は、管理本部にて行うものとする。

監査法務部は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議に報告する。また、リスクが顕在化した場合には、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

(運用状況の概要)

関連する社内規程に基づき、当社に関わるリスクの識別や分析を行い、適切に対応しています。

また、監査法務部は各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議に報告しました。

④ 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ・社内規程による職務権限・意思決定ルールの整備及び明確化。
- ・経営に関する重要な事項につき多面的な検討を行うため、経営会議にて協議する。
- ・取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定及びそれに基づく月次、四半期予実管理の実施。

(運用状況の概要)

関連する社内規程により明確化された職務権限及び意思決定ルールに基づき、適切に業務遂行しています。

また、策定した中期経営計画及び年度計画に基づき、各部門の具体的な年度目標について、月次、四半期ごとに予実管理を実施することで総括・見直しを図り、効率的な業務遂行を行っています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ会社に対して、関係会社管理規程に基づき、協議事項、報告事項を明確にし、その他コンプライアンスに係る事項等を定めた規程を整備し、グループ会社の重要事項の決定、情報の共有化を図るとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制を維持する。

(運用状況の概要)

子会社に対して、関係会社管理規程に基づき、適切に運用を図っております。協議事項及び子会社の重要事項については経営会議において報告を受けています。

⑥ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これを置くこととする。

監査等委員の職務を補助する使用人の任命・異動、人事考課については監査等委員会の同意を得るものとする。また、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び監査法務部長等の指揮命令を受けないものとする。

(運用状況の概要)

監査等委員を補助すべき使用人として、個別に配置はしていませんが、必要に応じ、適宜総務部がこれにあたっております。取締役からの独立性、実効性を確保するため、監査等委員の指示の下で業務を行っています。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査等委員がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものとする。

内部通報者等の保護に関する規程に定めるとおり、監査等委員への報告を行った当社グループの従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものとする。

(運用状況の概要)

監査等委員が取締役会に出席するとともに、経営会議等、重要な社内会議に監査等委員が出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けています。

また監査等委員が稟議書等の重要書類を閲覧できるようにし、十分な情報を得られる環境を整備しています。

監査等委員に報告を行った者が不利な取り扱いを受けない旨を、内部通報者等の保護に関する規程にて周知しています。

⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員（監査等委員会）は、監査法務部、関連会社監査役との相互連携保持のほか、代表取締役社長との定期的意見交換を通じての総合認識を共有する。また、監査等委員（監査等委員会）が、その職務を遂行するうえで必要と判断するときは、独自に弁護士・会計士等の外部専門家を活用するものとする。

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(運用状況の概要)

取締役は、取締役及び使用人の監査等委員監査に対する理解を深め、監査等委員監査の環境整備に努めています。

代表取締役は、監査等委員との間で定期的な意見及び情報交換の会合を実施しました。監査法務部は監査等委員に対し、内部監査の報告を適宜行いました。

また、監査等委員の職務の執行について生じる費用については当社が負担することとしています。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

シンクレイヤグループ各社及びその役員社員等は、反社会的な活動、勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するものとし、そのための社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用することを基本方針とする。

(運用状況の概要)

当社グループは、反社会的な活動、勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを行動規範として徹底しています。

また、お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことも実施しています。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関しましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して行うことを基本的な方針としております。

事業報告中に記載しております金額は、表示単位未満を切捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,043	流動負債	4,930
現金及び預金	1,589	支払手形及び買掛金	1,482
受取手形及び売掛金	1,062	工事未払金	318
完成工事未収入金	1,522	短期借入金	2,300
商品及び製品	2,867	1年内返済予定の長期借入金	277
仕掛品	151	未払法人税等	0
未成工事支出金	19	未成工事受入金	78
原材料及び貯蔵品	638	賞与引当金	93
その他	193	役員賞与引当金	10
貸倒引当金	△0	工事損失引当金	0
		その他	368
固定資産	3,289	固定負債	1,070
有形固定資産	2,246	長期借入金	409
建物及び構築物	204	退職給付に係る負債	660
機械装置及び運搬具	86		
土地	1,644	負債合計	6,000
その他	310	純資産の部	
無形固定資産	70	株主資本	5,176
投資その他の資産	972	資本金	835
投資有価証券	599	資本剰余金	860
繰延税金資産	253	利益剰余金	3,566
その他	124	自己株式	△86
貸倒引当金	△4	その他の包括利益累計額	155
資産合計	11,333	その他有価証券評価差額金	2
		為替換算調整勘定	130
		退職給付に係る調整累計額	23
		純資産合計	5,332
		負債・純資産合計	11,333

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	9,965
売上原価	7,891
売上総利益	2,073
販売費及び一般管理費	1,659
営業利益	414
営業外収益	34
受取利息	0
受取配当金	16
為替差益	1
受取賃貸料	3
紹介手数料	0
助成金収入	1
その他	11
営業外費用	10
支払利息	8
賃貸費用	1
その他	0
経常利益	438
特別損失	0
固定資産除却損	0
税金等調整前当期純利益	438
法人税、住民税及び事業税	73
法人税等調整額	70
当期純利益	294
親会社株主に帰属する当期純利益	294

連結株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで) (単位: 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年1月1日期首残高	835	850	3,347	△92	4,941
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	2	—	2
会計方針の変更を反映した当期首残高	835	850	3,350	△92	4,943
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△78		△78
親会社株主に帰属する 当期純利益			294		294
自己株式の処分		10		6	16
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	10	216	6	232
2022年12月31日期末残高	835	860	3,566	△86	5,176

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2022年1月1日期首残高	△7	113	△7	99	5,040
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	2
会計方針の変更を反映した当期首残高	△7	113	△7	99	5,043
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△78
親会社株主に帰属する 当期純利益					294
自己株式の処分					16
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	9	16	30	56	56
連結会計年度中の変動額合計	9	16	30	56	289
2022年12月31日期末残高	2	130	23	155	5,332

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称 ケーブルシステム建設株式会社
愛知電子（中山）有限公司
奥田電気工業株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

イ. 市場価格のない

株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ロ. 市場価格のない

株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

イ. 商品及び製品、原材

料、仕掛品……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ハ. 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………主として定率法（ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

② 無形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、市場販売目的のソフトウェアについては販売可能な見込有効期間（3年）に基づいております。

- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金……………受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は発生翌連結会計年度に一括で費用処理し、過去勤務費用は発生時より1年で費用処理しております。
なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループはケーブルシステム・インテグレーション事業を主たる事業としており、顧客との契約から生じる収益に関して、主に「トータル・インテグレーション売上」と、「機器インテグレーション売上」に区分しております。これらの区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は以下のとおりであります。
- (トータル・インテグレーション売上)
トータル・インテグレーション売上は主にシステムの設計、機器の選定、施工、保守管理等のサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)を使用しており、完成工事高は当該進捗度に工事収益総額を乗じて算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。
- (機器インテグレーション売上)
機器インテグレーション売上は主にシステムに最適な機器を選定し、製品および商品等を引き渡す履行義務を負っております。当該契約については、機器の出荷から顧客が検収するまでの期間が短期間であるた

め、出荷時点において収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産又は負債は、在外子会社の期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり充足される履行義務による収益（完成工事高）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務による収益（完成工事高）	500百万円
--------------------------------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する状況

当社グループは、重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、完成工事高の計上は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)を使用しており、完成工事高は当該進捗度に工事収益総額を乗じて算出しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいため、工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験に基づいた一定の仮定と判断を伴い不確実性を伴うものであります。

また、工期を通じて顧客との合意に基づき当初の契約から工事契約内容が変更される場合や、着工後に判明する事実により、見積り工数の変更及び材料費や外注費の単価等の変動が生じる場合があり、工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴います。

当社グループはこれらの見積りについて、工事の進捗に伴い継続して見直しを行っておりますが、一定の不確実性が伴うことから、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,005百万円
(2) 担保に供している資産	
建物及び構築物	185百万円
土 地	1,282百万円
合計	1,467百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	1,000百万円
1年内返済予定の長期借入金	150百万円
長期借入金	212百万円
合計	1,362百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株 式 (株)	当連結会計年度増加 株 式 (株)	当連結会計年度減少 株 式 (株)	当連結会計年度末 株 式 (株)
普通株式	4,943,780	—	—	4,943,780

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株 式 (株)	当連結会計年度増加 株 式 (株)	当連結会計年度減少 株 式 (株)	当連結会計年度末 株 式 (株)
普通株式	329,756	—	22,100	307,656

(注) 自己株式の減少22,100株は、取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 金	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	50百万円	11円	2021年12月31日	2022年3月31日
2022年7月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	27百万円	6円	2022年6月30日	2022年8月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 金	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	50百万円	11円	2022年12月31日	2023年3月31日

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程及び与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期及び社債）であり、このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、完成工事未収入金、支払手形及び買掛金、工事未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	82	82	－
(2) 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	687	685	1

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額516百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないことから「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	82	－	－	82
資産計	4,257	－	－	4,257

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	－	685	－	685
負債計	－	4,786	－	4,786

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価レベルをレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	機器インテグレーション部門	トータル・インテグレーション部門	
売上高			
一時点で移転される財	5,642	32	5,674
一定の期間にわたり移転される財	－	4,291	4,291
顧客との契約から生じる収益	5,642	4,323	9,965
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	5,642	4,323	9,965

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 3会計方針に関する事項 5重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,390	2,007
契約資産	1,587	576
契約負債	118	78

契約資産は主に、顧客との契約について期末日時点で一部の履行義務を果たしているが、まだ請求していない財又はサービスに係る対価に対する当社グループの権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は主に、顧客から工事代金として受け入れた前受金であります。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は96百万円であります。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,150円21銭
(2) 1株当たり当期純利益	63円67銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	7,457	流動負債	4,765
現金及び預金	1,250	支払手形	525
受取手形	174	買掛金	909
売掛金	1,010	工事未払金	323
完成工事未収入金	1,456	短期借入金	2,300
商品及び製品	2,904	1年内返済予定の長期借入金	277
仕掛品	98	未払金	146
未成工事支出金	21	未払費用	52
原材料及び貯蔵品	322	仮受消費税等	51
その他	227	未成工事受入金	78
貸倒引当金	△7	預り金	27
固定資産	3,312	賞与引当金	61
有形固定資産	2,114	役員賞与引当金	10
建物	188	その他	1
構築物	0	固定負債	1,016
機械及び装置	0	長期借入金	410
車両運搬具	3	退職給付引当金	606
工具、器具及び備品	191	負債合計	5,781
土地	1,644	純資産の部	
建設仮勘定	85	株主資本	4,986
無形固定資産	69	資本金	835
ソフトウェア	58	資本剰余金	860
その他	11	資本準備金	811
投資その他の資産	1,128	その他資本剰余金	49
投資有価証券	514	利益剰余金	3,376
関係会社株式	44	利益準備金	35
関係会社出資金	204	その他利益剰余金	3,341
敷金及び保証金	11	別途積立金	330
工業団地積立金	38	繰越利益剰余金	3,011
破産更生債権等	4	自己株式	△86
繰延税金資産	246	評価・換算差額等	1
その他	68	その他有価証券評価差額金	1
貸倒引当金	△4	純資産合計	4,988
資産合計	10,769	負債・純資産合計	10,769

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	9,479
売上原価	7,575
売上総利益	1,903
販売費及び一般管理費	1,483
営業利益	419
営業外収益	82
受取利息	0
受取配当金	12
為替差益	20
受取賃貸料	18
受取ロイヤリティー	17
その他	12
営業外費用	5
支払利息	8
貸倒引当金繰入額	△4
賃貸費用	1
その他	0
経常利益	497
特別損失	0
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	497
法人税、住民税及び事業税	68
法人税等調整額	82
当期純利益	346

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
2022年1月1日期首残高	835	811	39	35	330	2,740
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	2
会計方針の変更を反映した当期首残高	835	811	39	35	330	2,743
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△78
当期純利益						346
自己株式の処分			10			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	10	-	-	267
2022年12月31日期末残高	835	811	49	35	330	3,011

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
2022年1月1日期首残高	△92	4,699	1	4,701
会計方針の変容による累積的影響額	-	2	-	2
会計方針の変更を反映した当期首残高	△92	4,702	1	4,703
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△78		△78
当期純利益		346		346
自己株式の処分	6	16		16
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			0	0
事業年度中の変動額合計	6	284	0	284
2022年12月31日期末残高	△86	4,986	1	4,988

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

① 市場価格のない

株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 市場価格のない

株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、

原材料、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 未完工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）
（リース資産を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～47年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、市場販売目的のソフトウェアについては販売可能な見込有効期間（3年）に基づいております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は発生の翌事業年度に一括で費用処理し、過去勤務費用は発生時より1年で費用処理しております。
- (5) 工事損失引当金……………受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社はケーブルシステム・インテグレーション事業を主たる事業としており、顧客との契約から生じる収益に関して、主に「トータル・インテグレーション売上」と、「機器インテグレーション売上」に区分しております。これらの区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は以下のとおりであります。

(トータル・インテグレーション売上)

トータル・インテグレーション売上は主にシステムの設計、機器の選定、施工、保守管理等のサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)を使用しており、完成工事高は当該進捗度に工事収益総額を乗じて算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

(機器インテグレーション売上)

機器インテグレーション売上は主にシステムに最適な機器を選定し、製品および商品等を引き渡す履行義務を負っております。当該契約については、機器の出荷から顧客が検収するまでの期間が短期間であるため、出荷時点において収益を認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり充足される履行義務による収益 (完成工事高)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務による収益 (完成工事高)	476百万円
---------------------------------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	173百万円
短期金銭債務	29百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,524百万円
(3) 担保に供している資産	
建 物	185百万円
土 地	1,282百万円
合計	1,467百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	1,000百万円
1年内返済予定の長期借入金	150百万円
長期借入金	212百万円
合計	1,362百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	3百万円
仕入高及び工事外注費等	1,096百万円
営業取引以外の取引高	36百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

自己株式の種類	当事業年度期首数 株 (株)	当事業年度増加数 株 (株)	当事業年度減少数 株 (株)	当事業年度末数 株 (株)
普通株式	329,756	－	22,100	307,656

(注) 自己株式の減少22,100株は、取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	89百万円
貸倒引当金	3百万円
賞与引当金	21百万円
退職給付引当金	209百万円
投資有価証券評価損	3百万円
その他	19百万円
繰延税金資産小計	347百万円
評価性引当額	△100百万円
繰延税金資産合計	247百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産の純額	246百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	愛知電子(中山)有限公司	百万人民元 17	ケーブルテレビ 機器及び関連機 器の製造、販売	所有 直接 100.00	機器の購 入、販売	資金の回収	23	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	21
						利息の受取 (注1)	0	未収収益	0
						受取ロイヤリ ティー (注2)	17	未収入金	3
								売掛金	126

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付金に関しては市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. ロイヤリティーの受取条件につきましては、売上高の一定率であります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,075円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	74円78銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

シンクレイヤ株式会社
取締役会 御中

栄監査法人 名古屋事務所 代表社員 業務執行社員	公認会計士 林 浩史
代表社員 業務執行社員	公認会計士 近藤 雄大

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンクレイヤ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンクレイヤ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

シンクレイヤ株式会社
取締役会 御中

栄監査法人
名古屋事務所

代表社員
業務執行社員

公認会計士 林 浩史

代表社員
業務執行社員

公認会計士 近藤 雄大

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンクレイヤ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。
 - ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

シンクレイヤ株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 國江 敏 ㊟
監査等委員 葛谷昌浩 ㊟
監査等委員 清水綾子 ㊟

(注) 監査等委員葛谷昌浩及び清水綾子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

事業年度	1月1日～12月31日
期末配当金受領株主確定日	12月31日
中間配当金受領株主確定日	6月30日
定時株主総会	毎年3月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 Tel 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所スタンダード
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.synclayer.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行います。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

お知らせ

当社の最新情報を配信します

当社では、株主の皆様へ当社の最新情報をお届けするため、IRニュースメールの配信をいたします。ご登録のうえご活用いただきますよう、お願いいたします。



下記URLもしくはQRコードにアクセスいただき、必要事項をご入力の上、ご登録ください。所要時間は5分程度です。

<https://rims.tr.mufg.jp/?sn=1724>



※本IRメール配信サービスは、三菱UFJ信託銀行証券代行部が運営しています。

※IRニュースメールはHTML形式で配信いたします。

※IRニュースメールは日本語対応されていないメールソフトでは正しく表示されないことがあります。

ホームページのご案内

シンクレイヤに関する様々な情報をホームページでご覧になれます。

ホームページでは「会社概要」や「IR情報」など多くの情報を発信しています。

<https://www.synclayer.co.jp/>



ホームページ



IR情報

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

定時株主総会会場ご案内図

会場

名古屋市中区千代田二丁目21番18号
シンクレイヤ株式会社 3階会議室

交通

- JR中央線鶴舞駅／地下鉄鶴舞線鶴舞駅①出口より徒歩6分
- 地下鉄名城線・地下鉄鶴舞線上前津駅②出口より徒歩8分



※会場には駐車可能台数が少ないため、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

ソーシャルディスタンス確保のため座席の間隔を広く取ることから、ご用意できる座席数に限りがございます。
また、株主総会終了後の株主様との懇親会の開催、お土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。